

にゅーす しター

発行者 NPO 消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-1317
Eメール: shounet@okayama.coop ホームページ: <http://okayama-con.net>

平成25年度消費生活サポーター講座が終了しました。

消費者被害がますます複雑、多様化している昨今、消費者問題に関心を持ち、消費者被害に遭いやすい人の「見守り」など、安全で安心できる地域づくりのために岡山県が開設した平成25年度の「消費生活サポーター講座」が終了しました。

講座は、NPO消費者ネットおかやまによって実施され、県下21会場で開催、受講者は938名になりました。



受講者には、60・70才以上の高齢者も多く、今日の消費者被害をめぐる社会の一端を映すものとなりました。938人の受講者は、消費生活サポーターであることを宣言し、地域の「見守り」に少しでもお役立ちできれば、と思いを新たにしました。

受講者のみなさんの声より



- ・ビデオも分かりやすく、資料も豊富で勉強になった。
- ・他人事と思っていたことが、わが身のことと実感。
- ・地域での「声掛け」「見守り」活動に役立ちたい。
- ・心の不安が取り除かれ、勇気をもらった。
- ・相手の気持ちに寄り添うことの大切さを感じた。
- ・消費生活センターなどへ相談することを心掛けたい。
- ・子ども、家族に伝えていきたい。
- ・相談の受け方、断り方、消費者の定義を知ることができた。
- ・くらしに役立つ講座に参加して、意義深い時間が過ごせた。

消費生活サポーター講座は、平成26年度も岡山県より委託され、開設致します。地域で、団体で計画しましょう。

20名以上の参加で開催でき、受講料は無料です。[講師料、会場費、資料代の主催者のご負担はありません。]

学びあい、ともにつながりあって、元気な地域社会を

1月27日山口県の山口グランドホテルにて、地方消費者グループ・フォーラムが開催され、全体で123名の参加で成功しました。岡山県行政からも2名が参加しました。消費者ネットおかやまは、実行委員となり全体の企画・運営を支えました。



あぶないカモダンス 中央は阿南長官

消費者庁 阿南長官からの挨拶と報告

消費者庁の使命や職員の行動指針の策定、メニュー等の不適切表示やアクリフーズ問題への対応、消費者教育推進法、地域における連携などの挨拶が行われ、続いて26年度消費者庁予算が122億円となり、300人体制となったこと、消費者の安全安心のための地域体制づくりの在り方として、地域ネットワークの構築、消費生活相談等情報活用にむけた基金整備、相談員・行政職員の確保と資質向上、食品ロスへの取り組み、食品表示法などについて説明されました。

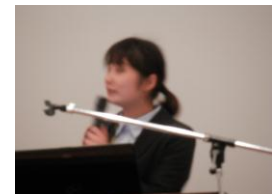
地方自治体の取り組み報告

①「学校における消費者教育の推進」をテーマに山口県県民生活課と県消費生活センターから報告が行われ、学校における消費者教育を推進するために、教員、相談員を対象に金融消費者セミナーを開催し、連携をはかること、中学生向け学習教材体験ワークショップ（株式会社をつくろう）の開催などボトムアップでの取り組みが進むなど学校とセンターの連携での成功事例が紹介されました。



団体・グループからの活動報告

①「地域の子どもを対象とした食育プログラムの紹介 食育戦隊ゴハンジャー」をテーマに山口県立大学食育の大学生から、食育活動として、知識の伝達ではなく、様々な体験を通じて、楽しみながら自然に学べるように、自作の教材を用いたオリジナルの内容やキャラクターでプログラムを開発し、様々な場所に出向いての活動の取り組みが報告されました。



発表する大学生

- ②「まちなかくらしの助け合い活動」をテーマに鳥取県生協より、鳥取県生協とNPO法人地域福祉ネットの連携の取り組みとして、シャッター通り商店街にまちなかステーションを開設し、生協商品を取り置くココステーションと地域福祉ネットが運営する高齢者くらし支援をコラボした取り組みや夕食宅配プラスとしての取り組みの報告が行われました。
- ③「瀬戸内市とおかやまコープとの包括連携協定の締結と取り組み」をテーマにおかやまコープから、瀬戸内市との包括連携協定を締結し、農業参入や障がい者支援の取り組み、高齢者の見守り、災害時対応、買物支援、こまりごとへの助け合いの取り組みなどについて報告されました。
- ④「ひとりぼっちをなくす地域の取り組み」をテーマに、高知医療生協から、休診した診療所を地域のたまり場として活用するため、コーヒーボランティアグループを募集して対応していることや専門家の協力も含めてくらしといのちを守る何でも相談会の開催について報告が行われました。

分散会では活動交流を

分散化では、7～8人のグループに分かれて、報告についての感想や今後大切にしていくことの確認や各団体の活動交流を行いました。最後に山口県生協連有吉会長から閉会挨拶が行われ、終了しました。

全体として

消費者庁からの報告で、消費者行政の進めている方向や重点が理解でき、また、各事例報告では行政や他団体、消費者団体との連携の取り組みが広がっており、その視点から「つながること」や「情報共有」の大切さ、若い大学生の活動に元気をもらうことができるフォーラムとなりました。

「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」が閣議決定され、通常国会に上程されました。

消費者庁より提出された「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」が閣議決定され、3月28日の衆議院本会議にて、森大臣より趣旨説明があり審議がスタートしました。

今回の法律案は、ホテルや百貨店等において、メニュー表示の虚偽表示が多数発生したことなど受け、不当な表示に対して、必要な対策をとるもので、都道府県への権限強化も含めて、行政の監視指導体制の強化を図るものとして期待されます。

また、高齢者を中心とした消費者被害の深刻化に対して、地域での見守りネットワークの構築や消費生活相談体制の強化などを盛りこんだ法律案であり、私たち消費者にとって安全・安心な暮らしを送るために必要な法律で、早急に成立されることを望みます。



法案の概要

1. 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正

- (1) 事業者に対して表示等の管理上必要な措置を講じることを義務付けるとともに、内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して必要な指針を策定するものとし、事業者が当該措置を講じていない等の場合、助言・指導、勧告できるものとする。
- (2) 消費者庁長官は政令で定めるところにより、その事務の一部を都道府県知事に行わせることができるものとするほか、調査権限を事業所管大臣等に委任することができるものとする。

2. 消費者安全法の一部改正及び独立行政法人国民生活センター法の一部改正

- (1) 消費生活センター等において、消費生活相談員を事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事させる（職の法定化）とともに、消費生活相談員は、消費生活相談員資格試験合格者又はそれと同等以上の知識及び技術を有すると知事・市町村長が認める者とする。
- (2) 内閣総理大臣、国民生活センター及び地方公共団体が、他の地方公共団体に対し、消費者安全確保のために必要な限度において、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報を提供することができるようにする。
- (3) 国及び地方公共団体の関係機関は、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等の必要な取組みを行う消費者安全確保地域協議会を組織することができるようにする。
- (4) 地方公共団体の長は、消費者利益の擁護等を図る民間団体又は個人のうちから住民への情報提供等を行う消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱できるものとする。
- (5) 消費生活相談員資格試験を実施する機関について、試験委員等の要件に適合しているときに登録しなければならないとするとともに、試験業務規程の認可、改善命令、報告、立入り調査等の仕組みを整備する。

3. 政府の措置 政府は（1. の措置のほか）、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4. 施行期日 原則として、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において政令で定める日。ただし、消費者安全法の一部改正については、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。

消費者ネットおかやまでの検討委員会の活動が進んでいます。

2013年度下期から再スタートした検討委員会は、弁護士、司法書士、消費生活アドバイザーで構成され、これまで5回開催しました。この間、冠婚葬祭互助会に対して、解約手数料に関することやパンフレットの記載内容について有利誤認に該当する可能性があることなど、質問の申入れを行いました。また、あらたにクリニックの療法の中途解約やスポーツ大会の申込内容、電気料金の支払に関する計算等について問題があるのかどうかの検討を行っています。

会員の皆さんからも、不当条項に関することや広告等の表現で気になるものなど、情報提供をお願いします。

食の偽装問題と食品表示法、景品表示法

～消費者からみたメニュー、食品表示の見方と活用～

日時 6月7日(土) 15時から16時45分
会場 ピュアリティまきび 2階 孔雀 岡山市北区下石井 2-6-41
参加費 無料

主催 岡山県消費者団体連絡協議会とNPO 法人消費者ネットおかやまと共催
内容 昨年は、一流ホテルやレストランでメニュー表示等の不適切な表示が明らかになり、消費者の信頼を大きく揺るがす事態になりました。食の偽装問題も後を絶たず、岡山県内でも偽装問題が発生し大きく報道されました。また、優良誤認につながる広告等も目にします。



メニュー等の表示は景品表示法の運用を強めることで、具体的なQ & Aの策定などガイドラインが作成され、罰則としての課徴金制度の導入も検討されています。食品の表示については、3つの法律が統一して食品表示法として作られ、現在統一基準の作成が行われています。

偽装問題の実際や背景を知り、今後消費者として、メニュー表示や食品表示、チラシ表示について、見る上で大切にすべきことやポイントを学び、賢い消費者をめざしていきます。

2014年4月15日

会員 各位

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正 (公印省略)

第7回 通常総会開催について

日頃より当ネットの活動にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

NPO 法人消費者ネットおかやまは、定款第22条により、第7回通常総会を下記の要領にて開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 2014年6月7日(土) 14時00分～14時40分
2. 場所 ピュアリティまきび 2階 孔雀
3. 総会の主たる審議事項

第1号議案 2013年度事業報告承認の件

第2号議案 2013年度決算承認の件 報告事項 2014年度事業計画 2014年度収支予算

*定款第20条により、事業報告・収支決算は総会議決事項に、事業計画・収支予算は、定款29条により、理事会議決事項となっています。

第3号議案 定款変更の件

第4号議案 役員選任の件

第5号議案 議案決議効力発生に関する件

4. 総会の参加申込みについて

- ・総会は表決権のある個人・団体正会員によって構成されますが、正会員外の方もオブザーバーとして参加できます。参加申込みは、本議案書に同封の申込書にお名前等ご記入の上、5月24日(木)までに返信用封筒(同封)にて、ご投函ください。
- ・正会員で書面出席の場合は書面議決書を、委任出席の場合は、委任状を申込書と同様に投函ください。

5. 役員選任について

第6回理事会にて、個人正会員の定数を理事9名、監事1名とすることを決定しました。役員候補者の推薦(自薦含む)は、5月9日(金)17時までに、お申し出ください。

こびっちゃんに新しい動きがプラスされました

